

第1章 下田市の基本方針

1 基本理念

男女共同参画社会基本法で示されている基本理念に基づき、本市の基本的施策を総合的かつ計画的に推進します。

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること

②社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮すること

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場において、政策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

④家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互に協力し、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、家庭生活以外の活動との両立ができる環境を確保すること

2 基本目標

誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現しよう！

男女の違いを尊重しつつ、性別にとらわれず一人一人が「人」として認められ、その個性や能力を活かして、自らの意思で、職場、地域、家庭、学校その他の社会のあらゆる分野で主体的な活躍ができる機会が確保された社会を実現しましょう。

3 目指すべき男女共同参画社会のすがた

この計画で本市が目指す男女共同参画社会は、次のとおり定義します。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」

(男女共同参画社会基本法第2条より)

4 計画の位置付け

- 1、この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づき、国及び静岡県の男女共同参画計画を勘案して策定する本市における市町村男女共同参画基本計画として位置付けます。
- 2、この計画は、第 4 次下田市総合計画に位置付けられた「男女共同参画」を具体的に推進していくための個別計画として位置付けるとともに、男女共同参画の実現に向けて市民、事業所、行政が一体となって取り組むべき本市の「指針」及び「行動計画」となります。
- 3、この計画は、平成 27 年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項の規定に基づき、国の基本方針及び静岡県の基本計画を踏まえて策定する本市における市町村推進計画として位置付けます。
◆女性活躍推進法の該当項目は、【女性活躍推進計画】と明記しています。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、2019（平成 31・令和元）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間とします。

現在の社会・地域情勢においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行、社会経済の混迷などが続く中で、社会の制度や仕組みも大きな変化が想定されます。

しかし、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な理念や目指すべき方向性は短期的な視点で大きく変化するものではありません。このため、今回の計画策定にあたっては、第 2 次計画の計画期間を継承して、10 年間とするものです。

ただし、本市の男女共同参画を取り巻く状況は、今後も変化していくことが想定されるため、中間年にあたる 2023（令和 5）年に重点事業と基本計画について点検を行い、必要な見直しを行います。

6 施策の体系

<基本的施策>

本市では、平成 16 年度から 5 か年計画である「第 1 次下田市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

平成 21 年度に策定した 10 か年計画である「第 2 次下田市男女共同参画推進プラン」では、前計画の基本方針や基本目標を継承した中で、国や県との整合性を図るため、施策の体系の見直しを行い、取組を行ってきました。

令和元年度からの 10 か年計画である「第 3 次下田市男女共同参画推進プラン」では、第 2 次基本計画を継承しつつ、我が国の法制度の整備や社会情勢の変化、本市の現状と課題を踏まえた施策体系を定めました。

【施策体系】

1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- 1) 男女共同参画の意識の醸成
- 2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進

2 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

- 1) 人権の尊重と暴力の根絶
- 2) 生涯を通じた健康支援

3 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援【女性活躍推進計画】

- 1) 就労の場における男女共同参画の推進
- 2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

4 あらゆる分野への男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

- 1) 地域社会における男女共同参画の推進
- 2) 政策・方針決定過程における男女共同参画